

所管事項調査に関する資料

目 次	ページ
地方独立行政法人 長崎市立病院機構について	
1 地方独立行政法人 長崎市立病院機構の業務実績に関する評価・・・	1 ～ 21
2 損益計算書による決算の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22 ～ 23
3 令和2年度財務諸表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24 ～ 27
(参考)	
長崎みなとメディカルセンターの実績値の推移・・・・・・・・	28 ～ 30
地方独立行政法人法等（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・	31 ～ 32

地方独立行政法人 長崎市立病院機構について

1 地方独立行政法人 長崎市立病院機構の業務実績に関する評価

(1) 地方独立行政法人の業務運営における目標・評価の仕組み

地方独立行政法人の業務運営における目標・評価の仕組みについては、地方独立行政法人法（以下「法」という。）により規定されている。

ア 中期目標（法第 25 条）

市長は、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、法人へ指示する。

なお、中期目標を定める際は、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決が必要となる。

【第 3 期中期目標期間 令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間】



イ 中期計画（法第 26 条、第 83 条）

法人は、中期目標を達成するため中期計画を作成し、市長の認可を受けなければならない。

なお、中期計画を認可する際は、あらかじめ議会の議決が必要となる。



ウ 年度計画（法第 27 条）

法人は、各事業年度の開始前に、中期計画に基づき、年度ごとに業務を計画的に遂行できるよう年度計画を作成し、市長に届け出なければならない。



エ 業務の実績評価等（法第 28 条）

市長は、次の（ア）～（ウ）により業務の実施状況等実績を評価し、必要に応じ業務運営の改善等に対し、指導、命令等を行うことができる。

（ア）年度評価（各年度終了時に実施）

（イ）中期目標期間の見込評価（中期目標期間の最終年度に実施）

（ウ）中期目標期間の実績評価（中期目標期間の終了後に実施）

なお、評価を行うときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
また、評価結果については、議会へ報告しなければならない。

(2) 業務の実績評価

ア 評価の種類とその目的

(ア) 年度評価

各事業年度の業務の実績の評価を行い、中期目標達成に向けて、評価対象年度以降の業務運営の改善に資することを目的とする。

(イ) 中期目標期間の見込評価

中期目標期間終了時に見込まれる業績の評価を中期目標期間の最終年度に行い、法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討並びに次期中期目標の策定に活用することを目的とする。

(ウ) 中期目標期間の実績評価

中期目標期間の業務の実績の評価を行い、中期目標の変更を含めた業務運営の改善に資することを目的とする。

イ 評価委員会からの意見聴取

(ア) 目 的

業務の実績に関する評価を行うときは、地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会条例第2条の規定により評価委員会による意見聴取を実施し、評価の客観性、公正性、中立性の視点を確保するもの。

(イ) 開催日時

令和3年7月29日（木） 18:30～20:20

令和3年8月 3日（火） 18:00～19:40

令和3年8月 5日（木） 19:00～20:20

(ウ) 委員名簿

職 名	氏 名
国立大学法人 長崎大学 経済学部教授	岡田 裕正（委員長）
一般社団法人 長崎市薬剤師会 会長	井手 陽一
公益社団法人 長崎県看護協会	坂井 和子
長崎純心大学 人文学部 教授	飛永 高秀
国立大学法人 長崎大学 長崎大学病院 病院長	中尾 一彦
長崎商工会議所 相談役	前原 晃昭
一般社団法人 長崎市医師会 会長	松元 定次

ウ 評価の基準

令和2年度は、第3期中期目標期間の第1事業年度にあたるため、年度評価を行う。

評価は第3期中期目標に定めた項目を評価単位とし、評価単位ごとに次に掲げる評価の基準により行う。

(ア) 年度評価

各事業年度の業務の実績について、次に掲げる評価を行うとともに、その判断理由を明示し、中期目標（最終年度に係る評価は次期中期目標）の達成に向け、評価年度以降の業務運営の改善に活用する。

評価	各事業年度の業務実績	備考
S	特筆すべき進捗状況にある。	計画を大幅に上回る実績・成果が得られている。
A	順調に進んでいる。	計画に基づき着実に実施されており、特に改善点はない。
B	概ね順調に進んでいる。	軽微な改善すべき点があり、業務運営の改善が必要である。
C	進捗が遅れている。	業務運営の更なる改善が必要である。
D	進捗が大幅に遅れている。	重大な改善すべき点があり、業務運営の抜本的な改善が必要である。

(参考) 各事業年度における評価事項

	中期目標期間				次期中期目標期間
事業年度	第1事業年度	第2事業年度	第3事業年度	第4事業年度（最終年度）	第1事業年度
評価事項		・第1事業年度の業務実績（年度評価）	・第2事業年度の業務実績（年度評価）	・第3事業年度の業務実績（年度評価） ・中期目標期間終了時に見込まれる業務実績（見込評価）	・第4事業年度の業務実績（年度評価） ・前期中期目標期間における業務実績（実績評価）

※各事業年度の終了後、前年度の業務実績等を評価する。

エ 令和2年度業務実績評価

評価単位	令和2年度 評 価		令和2年度実績に 対する改善事項
	法人	長崎市	
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
1 診療機能			
(1)目指す医療			
ア 救急医療	A	A	—
イ 高度・急性期医療	A	A	—
ウ 小児・周産期医療	A	A	—
エ 政策医療	S	S	—
(2)地域医療への貢献と医療連携の推進	A	A	—
(3)安全安心で信頼できる医療の提供体制			
ア 多職種連携によるチーム医療の推進	A	A	—
イ 医療安全対策の徹底	A	A	—
ウ 院内感染防止対策の実施	A	A	—
2 患者・住民の視点に立った医療サービスの提供			
(1)患者中心の医療の提供	A	A	—
(2)患者の満足度向上	A	A	—
(3)患者・住民への適切な情報発信	A	A	—
(4)外国人への医療の提供	A	A	—
3 法令・行動規範の遵守	A	A	—
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項			
1 PDCAサイクルの徹底による業務運営の改善	A	A	—
2 医療従事者の適正配置及び質の向上を目指した組織づくり			
(1)適正配置と人材評価			
ア 医療スタッフの適正配置	A	A	—
イ 適正な人材評価制度の活用	A	A	—
ウ 職員満足度の向上	A	A	—

	評 価 単 位	令和2年度 評 価		令和2年度実績に 対する改善事項
		法人	長崎市	
	(2)計画的な人材育成			
	ア 医療スタッフの専門性向上	A	A	—
	イ 事務職員の専門性向上	A	A	—
	ウ 資格取得等に対する支援	A	A	—
第4 財務内容の改善に関する事項				
	1 持続可能な経営基盤の確立			
	(1)財務改善に向けた取組み	A	A	—
	(2)安定的な資金確保に向けた取組み	A	A	—
	(3)計画的な施設及び医療機器等の整備	A	A	—
第5 その他業務運営に関する重要事項				
	1 PFI事業者との連携による事業の円滑な推進	A	A	—

才 評価単位別評価結果

第1 中期目標の期間 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで
(※評価対象事業年度 令和2年度)

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

評価単位	評価結果	評価の理由及び改善事項
1 診療機能		
(1) 目指す医療		
ア 救急医療	令和2年度業務実績評価	
	A	●救命救急センターの安定的な運営及び救急搬送応需率の向上 救命救急センターへのスタッフの重点配置、救命救急病棟の運用再開、救命救急入院料の算定開始、厚生労働省による救命救急センター充実段階評価のA評価取得など救命救急センターの安定した運営に資する実績が認められる。 なお、救急搬送応需率については、新型コロナウイルス感染症の影響により目標は達成していないものの、コロナ禍においても救急医療体制を充実させ、下期には輪番日平均9割台を維持するなど自己努力が認められる。 ●長崎市全体の救急医療体制の充実 長崎医療圏救急医療検討会の開催、長崎市消防局との合同勉強会開催などにより、地域の医療機関と消防局との連携及び役割分担が図られ、長崎市の救命救急体制の充実に寄与していると認められる。 ●救急医療人材の育成 研修医教育、看護師教育、救急救命士教育など、コロナ禍であっても、オンライン会議システムを活用するなどの工夫により、救急医療人材の育成が図られている。 以上のことから、救急搬送応需率は年度計画の目標値を下回るものの、コロナ禍においても救命救急センターの安定的な運営、救急医療体制の充実及び救急医療人材の育成の取り組みが着実に実施されており、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。

令和2年度業務実績評価		
イ 高度・急性期医療	A	●3大疾病等をはじめとした高度・急性期医療の提供 コロナ患者の診療を行うため、一般病床を休床し非常事態でのコロナ対応を行うなか、長崎医療圏の医療提供体制を維持するために、長崎市医師会と連携し地域の医療機関へ疾患別の受け入れ可能医療機関の情報提供を行うとともに、自院においては徹底した病床管理と重症患者への対応を行う集中治療部の設置及び体制強化を図るなど、一般病院では対応困難な高度・急性期医療の患者の最大限の受け入れを行っている。 また、このような状況下においても、オンコール体制や当直体制を維持し緊急手術等へ迅速に対応するとともに、院内スタッフ向けの教育講習会や医療機関対象のECMOのウェブセミナーを開催するなど、高度化する医療技術に対応できる人材を育成するための取り組みを実施している。
		●地域がん診療連携拠点病院、地域脳卒中センターとしての地域の中核的役割 脳血管疾患については、地域脳卒中センターとして脳神経ホットラインを活用した救急医療対応や、多職種連携によるチーム医療を推進し、より多角的で専門的な医療の提供を行っている。 なお、がんに係る薬物療法延べ患者数については地域がん診療連携拠点病院の指定要件を少し下回っているが、これは院内クラスター発生時に、感染拡大防止のために当該治療が必要な患者を他院に紹介したことなどによるものである。 以上のことから、コロナ禍という経験も踏まえ、地域の医療機関との連携や役割分担を行い、高度・急性期医療病院として地域の中核的役割を果たしていると認められることから、中期目標の達成に向け順調に進んでいると評価する。
令和2年度業務実績評価		
ウ 小児・周産期医療	A	●地域周産期母子医療センターとしてのハイリスク出産や32週未満の新生児・低出生体重児への対応 分娩件数やNICU新入院患者数などが前年度よりも減少しているものの、地域周産期母子医療センターとして、長崎大学病院等の他医療機関と連携し役割分担を行い、ハイリスク出産や32週未満の新生児・低出生体重児へ対応していることが認められる。

		また、令和 2 年 9 月以降、新生児内科医は減員しているものの、小児科医 5 名を含めハイリスク出産や早産児等の受け入れ体制は維持されている。 なお、新生児特定集中治療室管理料 1 の算定については、加算要件が未達成となったことから、令和 3 年度以降は新生児特定集中治療室管理料 2 となるものの、小児・周産期医療の提供体制は維持されている。 ●人材育成及び安心して子どもを産み育てられる医療提供体制の充実 小児・周産期医療を担う医療スタッフに対する人材育成を実施するとともに、コロナ禍においても里帰り出産の受入れを実施するなど、安心して子どもを産み育てられる体制の充実に寄与している。 以上のことから、地域周産期母子医療センターとして、ハイリスク出産や早産児等を含む小児・周産期医療の提供体制が維持され、小児・周産期医療を担う人材育成もなされていることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。
エ 政策医療	令和 2 年度業務実績評価	
	S	●結核及び感染症医療における迅速かつ適切に対応できる体制の整備 新型コロナの流行状況に応じた柔軟な受入れ体制の整備及び強化、長崎医療圏の医療提供体制の維持に向けた行政や関係医療機関との連携、結核患者の受入れなど、第二種感染症指定医療機関として中心的役割を果たし、迅速かつ適切に対応できる体制の整備が実現しており、飛躍的な進展が認められる。 ●災害拠点病院としての医療救護活動等の実施 e-ラーニングによる講習会の実施、新型コロナに特化した BCP の策定、コロナ感染時の対応を含めた DMAT の活動など、災害拠点病院としての医療救護活動を実施していると認められる。 ●透析医療の継続 コロナ禍においても感染対策を徹底したうえで、コロナ患者を含めた透析治療を実施しており、透析延べ入院患者数についてはこれまでの実績を上回っている。

			以上のことから、コロナ禍における第二種感染症指定医療機関及び災害拠点病院として長崎医療圏における中心的な役割を果たし、さらに病院を挙げて災害的な感染流行に柔軟に対応できる体制を整備するなど、飛躍的な進展が認められることから、中期目標の達成に向け、計画を大幅に上回る実績・成果が得られたものと判断し、特筆すべき進捗状況にあると評価する。
		令和2年度業務実績評価	
(2) 地域医療への貢献と医療連携の推進	A		●地域の医療機関との連携・協力体制 コロナ禍における長崎医療圏ワーキンググループや長崎市医師会等との連携、診療所との遠隔画像診断の導入、他医療機関のスタッフに対する教育・研修の実施など、地域医療支援病院としての役割を果たしていると認められる。 ●地域包括ケアシステムによる関係機関との情報共有及び連携強化 在宅医、ケアマネジャー等関係者との合同カンファレンスの実施や薬剤部における地域医療機関・薬局との連携など、関係機関との情報共有及び連携強化の取組みが認められる。 目標値においては、即応病床の確保のため、紹介患者の制限と逆紹介の推進を戦略的に行ったことにより、逆紹介率は前年度の実績を大きく上回った。 ●地域医療構想を踏まえた役割分担等の検討 長崎市の附属機関である地域医療審議会の委員として、新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の地域医療構想の検討に参画し、検討を進めた。 以上のことから、新型コロナによる一般病床の削減により紹介率は前年を下回ったものの、地域医療への貢献と医療連携の推進において、地域医療支援病院として役割を果たしていると認められることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。

(3) 安全安心で信頼できる医療の提供体制

ア 多職種連携によるチーム医療の推進	令和2年度業務実績評価	
	A	●多職種連携によるチーム医療の推進 新型コロナの影響により患者数が減少したことなどから、介入患者数が前年度実績から減少したチームがあるものの、多職種によるチームの編成、カンファレンス、院内ラウンドチェック及び研修会などチーム医療を確実に推進している。 また、新たに摂食嚥下支援チームを令和2年度に結成し、活動実績も認められる。 以上のことから、多職種連携によるチーム医療を推進し、専門性を活かした質の高い医療を提供していると認められることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。
イ 医療安全対策の徹底	令和2年度業務実績評価	
	A	●医療安全対策の徹底 目標値について、医療安全研修会受講率は目標を達成したものの、リスクマネージャー会議開催回数は目標を達成することができなかった。これは新型コロナ感染拡大防止のため院内ルールに則り対面での会議を中止したことによるもので、代替策として紙面で医療安全に関する情報共有を図るなど医療安全に対する取り組みの工夫と意識の向上が認められる。 また、インシデント・アクシデント（CLIP）報告の推進や画像診断報告書確認不足の防止のための取り組みなど、事例の分析、安全対策及び体制づくりが実施されている。 以上のことから、医療安全に関する情報の収集・分析を行い、また、適切に行動できる体制づくりに取り組むなど、医療安全対策の徹底を図っていると認められることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。
ウ 院内感染防止対策の実施	令和2年度業務実績評価	
	A	●院内感染防止対策の実施 院内感染防止対策研修会受講率については、目標を達成している。

		新型コロナの院内クラスターが発生したものの、外部専門家による第三者評価委員会の点検・評価に基づく感染拡大防止対策の確実な実施が認められる。 また、院内感染防止対策チームの定期的な院内ラウンドの実施、院内感染対策委員会の書面会議、e-ラーニングによる院内感染対策研修会の実施や複数の医療機関との連携カンファレンスによる情報共有など、感染防止対策の強化が認められる。 以上のことから、院内感染防止に関する教育、訓練及び啓発を徹底するなど、院内感染防止対策を確実に実施していると認められることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。
2 患者・住民の視点に立った医療サービスの提供		
令和2年度業務実績評価		
(1) 患者中心の医療の提供	A	●患者中心の医療の提供 患者の利便性向上や患者に寄り添う観点から、既存の相談窓口に加え、総合的に相談できる患者相談窓口を新設し、常時相談員を配置していることは、患者中心の医療提供に大きく寄与していると認められる。 参考値の研修会開催回数の指標については未実施となっているが、新型コロナの感染防止の観点から、e-ラーニングによる研修を実施するとともに令和3年度以降のアドバンス・ケア・プランニング推進活動計画を立案している。 また、コロナ禍においても、オンライン会議システムを活用するなどインフォームド・コンセントを実施する際の工夫と徹底が認められる。 さらに、医療対話促進者による患者と医療者の対話促進・関係構築やセカンドオピニオンの要望への対応とともに、医療相談や就労支援にも対応しており、患者中心の医療提供が認められる。 以上のことから、より患者や家族が相談しやすい環境を整備したことから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。

(2) 患者の満足度向上	令和2年度業務実績評価	
	A	●患者満足度の向上 面会禁止に伴うオンライン面会の実施、電話診療の体制整備と運用、患者満足度向上委員会における患者アンケートの分析と改善に向けた取組みや院内ラウンドの実施などにより改善が図られ、患者の満足度の向上に寄与している。 ●接遇の向上 新入職員を対象とした接遇研修が実施されており、接遇の向上に関する取組みが行われている。 ●ボランティアとの連携推進 ボランティアスタッフによるマスク製作とマスクの配布などにより、患者サービスの向上が図られている。 以上のことから、患者の満足度向上の取組みが図られており、また、ボランティアとの連携が推進されていると認められることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。
(3) 患者・住民への適切な情報発信	令和2年度業務実績評価	
	A	●パンフレットやホームページ等による情報提供 院内クラスター発生時に、感染者情報を正確かつ迅速に伝えるため記者会見を実施するなど、患者や住民のみならず社会に向けた適切な情報発信がなされている。さらに、緊急時における情報発信をマニュアル化するなど、今後の事業運営にも寄与する取組みが認められる。 また、コロナ禍による感染拡大防止のため、例年の講座やイベントが中止となったものの、ホームページや動画の配信などにより、市民及び医療機関向けに新型コロナに関する正しい情報の発信や啓発活動を積極的に実施している。 以上のことから、医療及び健康をはじめとした様々な情報について、適切な媒体を通じ、積極的に情報提供をしていると認められることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。

(4) 外国人への医療の提供	令和2年度業務実績評価	
	A	●外国人患者の受入れ体制の整備 大型クルーズ船のクラスター発生時などに外国人患者を受け入れるとともに、通訳用タブレットの増台や退院に向けた段取りなどきめ細やかな支援を実施し、安心して医療を受けられる体制の充実が認められる。 また、手術等の説明書や同意書の翻訳も進められている。 以上のことから、外国人患者の受入れ拠点としての体制の整備が進んでいると認められることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。
3 法令・行動規範の遵守	令和2年度業務実績評価	
	A	●行動規範の遵守 内部統制担当理事の配置や内部統制室の新設により、法令・行動規範の遵守が組織的に保たれる体制が構築され、規程改正、事務の改善及び適正な事務処理のための研修が実施されている。 なお、令和元年度に改善事項として指摘されていた内部通報制度の運用が開始されるとともに、病院機能評価に即したモニタリングを実施するなど、法令遵守の推進と徹底により適正な業務運営が図られている。 ●個人情報保護等に関する適切な対応 個人情報保護及び情報セキュリティを統括的に担当する医療情報センターが新設されたことにより、システムの管理や診療情報等の情報一元化が図られるとともに、条例、ガイドラインに基づいたマニュアルの整備が開始されるなど個人情報保護等に関し適切に対応するための基盤づくりが着実に進められている。 以上のことから、法令・行動規範の遵守において、組織改編による体制の構築及び個人情報保護等に関する適切な対応のための取り組みも着実に実施されていることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

評価単位	評価結果	評価の理由及び改善事項
1 PDCAサイクルの徹底による業務運営の改善	令和2年度業務実績評価	
	A	●戦略に基づいた目標設定 令和2年度に新設された経営戦略会議にて決定された経営戦略に基づき、各診療科で目標が設定され、目標の進捗管理及び評価が実施されている。 ●PDCAサイクルの徹底 新たな執行部体制やタスクフォースの取組み、及び経営企画室と内部統制室が新設されたことなどにより、法人全体のPDCAサイクルの徹底が図られている。 なお、令和元年度分の評価時に改善事項として指摘されていた「PDCAサイクルによる業務評価の体制を、改善や新たな取組みに活かす仕組みを構築し、機能させること」については、理事会でPDCAサイクルによる業務評価が進捗管理され、改善や新たな取組みに活かされていると判断される。 ●効果的な業務運営の推進 経営戦略会議における経営状況に応じた戦略の検討、進捗管理、評価により、経営改善に向けた業務運営を実施するとともに、内部監査の実施による各業務の適正な執行状況の把握と改善が進められている。 また、職員提案制度の見直しにより、令和3年度以降は更なる業務改善が見込まれる。 以上のことから、事業執行体制及び組織改編による体制の整備・構築により、PDCAサイクルの徹底による業務運営の改善が推進されていると認められることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。
2 医療従事者の適正配置及び質の向上を目指した組織づくり		
(1) 適正配置と人材評価		
ア 医療スタッフの適正配置	令和2年度業務実績評価	
	A	●医療スタッフの適正配置 目標値については、各指標に掲げる管理料等の取得・維持が

		なされている。 重症患者への集中的管理体制の充実による特定集中治療室管理料 3 の取得、看護師の増員等による救命救急病棟の運用の再開、医師の負担軽減に向けた診療報酬上の適正配置の継続による医師事務作業補助体制加算 1 の取得など、医療スタッフの適正配置の推進が認められる。 また、新型コロナ患者の受入れ体制を維持しつつ、一般診療の体制も維持し、新型コロナの状況に応じて、機動的に看護体制を見直すなど、今後の医療提供体制及びスタッフの適正配置にもつながる成果であったと認められる。 以上のことから、医師をはじめとした医療スタッフの適正な配置がなされていると認められることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。
	令和 2 年度業務実績評価	
イ 適正な人材評価制度の活用	A	●適正な人材評価制度の活用 長期にわたる新型コロナ患者の診療などにより、人材評価の実施が困難であったことと、それに伴う研修も実施できていなかったが、従来の評価システムを抜本的に見直し、実効性のある新人事評価制度案を策定している。 以上のことから、人材評価制度の改善が認められるため、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。
	令和 2 年度業務実績評価	
ウ 職員満足度の向上	A	●働き方改革の推進 「医師の働き方改革」モデルを目指した医師の働き方改革タスクフォースの取組みなどにより、当直回数や時間外勤務 80 時間超の医師が減るなど成果が認められる。 ●ワークライフバランスの推進 時間外縮減に向け、視覚的な工夫などにより、時間外の縮減が図られているとともに、休暇取得日数の定期的な周知により、前年度を上回る休暇取得日数を達成している。

		●働きやすい環境の整備 ハラスメント防止に向けた取組みにおいては、ハラスメント防止ガイドラインの策定、ハラスメント対策体制の整備や産業医及び保健師などによる面談など、働きやすい環境整備の推進が図られている。 また、新型コロナの流行により患者や職員への差別的な対応については、記者会見等で防止を呼び掛けるなど迅速な対策を行うとともに、専用の相談窓口「みなと耳」を開設するなど、職員の満足度の向上への取組みがなされている。 なお、令和元年度分の評価時に改善事項として指摘されていた「適正な労務管理のもと、業務の効率化や多様な働き方の検討を行い、職員のワークライフバランスの推進に向けた取組みを一層進めること」については、当直回数の減少、時間外勤務の縮減や前年度を上回る休暇日数の取得などにより改善がなされていると判断される。 以上のことから、働き方改革やワークライフバランスの推進等により、働きやすい環境整備の取組み及び推進が認められるため、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。
--	--	---

(2) 計画的な人材育成

令和2年度業務実績評価		
ア 医療スタッフの専門性向上		●研究や治験の実施 新型コロナの影響により対面での会合が困難な場合等を想定し、倫理委員会設置要綱や治験審査委員会の手順書を改正するなど、コロナ禍においても、臨床研究・治験が実施できる環境が整えられている。
	A	●研修制度の充実 人材育成ビジョンに基づき、各部署の人材育成計画及び年次研修計画が策定されている。また、e-ラーニングを活用し、コロナ禍においても研修が実施されており、研修制度の充実が認められる。 ●臨床研修病院としての体制充実 メンター制度を導入し、同制度における効果の検証と改善を実施するとともに専攻医に対する外科専門研修のプログラムを策定するなど、臨床研修病院としての体制の充実が認められる。

		以上のことから、研修制度の充実や臨床研修病院としての体制充実などにより、医療スタッフの専門性向上の推進が認められるため、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。
イ 事務職員の専門性向上	令和2年度業務実績評価	
	A	●人材育成計画の策定及び研修内容の立案 令和2年度に策定された人材育成ビジョンに則り、知識や職責に応じた人材育成計画が策定されるとともに、人材育成計画は体系的に部門別・テーマ別に研修を行うこととなっており、研修内容の立案がなされている。 また、内部監査から見えた事務処理の改善点等に関する研修会が実施されている。 なお、令和元年度分の評価時に改善事項として指摘されていた「人材育成に係る組織としての目標制定や、達成のための体系的な研修計画の策定など、職員の育成・確保策について持続的な取り組みを進めること」については、人材育成ビジョンに基づき策定された人材育成計画により、持続的な取り組みが進められ、改善がなされていくものと考えられる。 ●経営改善に向けた意識改革のための環境整備 経営改善のため結成した「適切な保険診療に向けてのタスクフォース」により、適切な保険診療業務へのスキルアップと経営改善への意識改革が図られている。 以上のことから、人材育成計画の策定及び研修内容の立案や経営改善に向けた意識改革のための環境整備などにより、事務職員の専門性向上の推進が図られているため、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。
ウ 資格取得等に対する支援	令和2年度業務実績評価	
	A	●計画的な人材育成に基づく資格取得等に対する支援 人材育成ビジョンやこれに基づく人材育成計画及び年次計画が策定されるなど、計画的な人材育成に向けて大きく進展している。 また、資格取得支援については、必要な資格の洗い出しと支援方法の検討がなされ、令和3年度以降には具体的な資格取得のための体制整備や資格取得計画の策定が予定されている。 なお、令和元年度分の評価時に改善事項として指摘されてい

			た「長期的視点を持ち、必要な人材育成を行うため、組織全体の階級別、職種別資格取得計画策定など計画的な資格取得支援をおこなうこと」については、人材育成ビジョンに基づき策定された人材育成計画の取り組みにより、資格取得計画を策定することとなっている。 以上のことから、人材育成ビジョンの策定や人材育成ビジョンに基づく人材育成計画等が策定されており、計画的な人材育成に基づく資格取得等に対する支援が検討されていると認められることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。
--	--	--	---

第4 財務内容の改善に関する事項

評価単位		評価結果	評価の理由及び改善事項
1 持続可能な経営基盤の確立			
(1) 財務改善に向けた取り組み	令和2年度業務実績評価		
	A	●中長期的な計画に沿った業務運営 理事会主導で中長期的視点での財務改善計画を策定し、業務運営を実施する体制を新たに構築するなど、財務改善に向けた取り組みが推進されている。 ●経営状況の分析と経営改善 外部コンサルタントを活用し、経営状況を把握した上で、救命救急部門と集中治療部門の拡充方針を決定し、医師・看護師、病床等の医療資源を重点投入したことにより、増収増益が実現するなど経営改善が図られている。 また、コロナ診療による医業収入が減少する中、経営改革方針を踏まえた目標値を定め、目標達成に向け入院単価の増加に取り組むなど、経営改善の取り組みが認められる。 さらに、各理事を中心とするタスクフォースの立上げとその取り組みにより着実に成果が得られており、持続可能な経営基盤の確立への取り組みがなされている。 ●目標値の達成 新型コロナ診療に伴い、一般病床の大幅な休床による医業収益の減少や検査委託等の経費が増加し、平常時の病院運営において設定した給与費及び経費の目標は未達成となったも	

		の、新型コロナ診療に伴う病床確保等の補助金により、経常収支比率と累積欠損金額は大きく改善している。 ●令和元年度分の評価時の改善事項 令和元年度分の評価時に改善事項として指摘されていた「◇医業収益の確保：経営状況の分析や目標の達成状況等の進捗管理を徹底して行い、病床稼働率の向上を図り、目標とする医業収益の確保に努めること」、「◇費用の適正化：更なる経費節減の対策に努めること」及び「更なる受療行動の分析を行い、地域から求められる病院機能やニーズに合った診療体制を検討するなど、収支改善を図るため、なお一層の取組みを進めること」については、病床稼働率の向上を図るとともに、医業収益の確保に努めており、また、「費用削減タスクフォース」の取組みや、外部コンサルタントの活用による改善点の洗い出し、「適切な保険診療に向けてのタスクフォース」などの取組みにより指摘事項の改善がなされていると判断する。 以上のことから、新型コロナ診療に伴い、平常時の病院運営において設定した給与費及び経費については、目標を達成していないものの、中長期的な計画に沿った業務運営や経営状況の分析と積極的な経営改善がなされており、財務改善に向けた取組みが認められることから、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。
(2) 安定的な資金確保に向けた取組み	令和2年度業務実績評価	
	A	●安定的な資金確保に向けた取組み 目標値である期末資金残高については、経営改善の取組みと新型コロナ診療に伴う病床確保等の補助金などにより、大幅に目標を達成している。 新型コロナ診療に伴う医業収益の減少に対して、資金繰りを細かく精査し、収支状況や資金状況を分析することで、適切な借入れと補助金等の活用による収入確保を実現するなど、資金状況等の改善の取組みが認められる。 また、外部コンサルタントを活用した診察料等の分析や、適切な保険診療に向けてのタスクフォースの立上げとその取組みにより、増収を実現するとともに医療の質向上にも寄与している。 さらに、個人未収金については入院誓約書の取り付けや、回収困難事案については法的専門家へ早期に回収業務を委託するなど、未収金の早期回収に向け確実に取組みがなされてい

			る。 以上のことから、安定的な資金確保に向けた取組みが認められるため、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。
(3) 計画的な施設及び医療機器等の整備	令和2年度業務実績評価		
	A	●計画的な施設及び医療機器等の整備 新型コロナ診療体制を強化するため、新型コロナ診療に特化した施設改修や医療機器を購入するなど、地域のニーズに応じた整備を実施するとともに、悪化した経営状況に応じ、予定していた医療機器の購入を原則凍結するなど、状況に応じた総合的な判断による業務運営がなされている。 また、医療機器の更新計画の策定については、中長期の財政計画等と連動した仕組み作りに着手するとともに、予算配分や更新計画を管理する新たな組織の設置準備や、購入後の実績を客観的に評価する方法の検討など確実な取組みが認められる。 以上のことから、施設及び医療機器等の計画的な整備に関する取組みが認められるため、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。	

第5 その他業務運営に関する重要事項

評価単位	評価結果	評価の理由及び改善事項
1 PFI事業者との連携による事業の円滑な推進	令和2年度業務実績評価	
	A	●PFI事業者との連携による事業の円滑な推進 PFI事業者との業務実施状況、課題等に対する定期的な会議の実施や感謝状の贈呈など、PFI事業者と連携が図られている。 また、長期的な視点に立ち、PFI事業者のみならず、エネルギー消費の見える化や省エネルギー推進委員会の取組みなど、施設の適正な維持管理に努めている。 以上のことから、PFI事業者と連携を図り、施設の適正な維持・管理に努めるとともに、長期的な視点を持って事業の円滑な推進が図られていると認められるため、中期目標の達成に向け、順調に進んでいると判断される。

カ 評価委員会からの意見（抜粋）

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 診療機能

(1) 目指す医療

ア 救急医療

- ・ 年末年始を含め、コロナ禍の中、最善を尽くし救急医療にあたっていた。

イ 高度・急性期医療

- ・ 院内クラスターの発生や一般病床の大幅縮小を余儀なくされていたにもかかわらず、大きな数値の落ち込みはなく、他の医療機関との連携が取れていると認められ、地域がん診療連携拠点病院としての役割を果たしている。

(3) 安全安心で信頼できる医療の提供体制

ア 多職種連携によるチーム医療の推進

- ・ 各チームを構成している専門職名を記載することで、そのチームの構成が多職種であると理解しやすくなるため、来年度以降の報告書には記載するようにしてほしい。

ウ 院内感染防止対策の実施

- ・ 院内クラスターは、発生した際にどう対処したかが重要であり、その後、感染予防対策が取られていると認められるため、今後も対策を続けてほしい。

2 患者・住民の視点に立った医療サービスの提供

(1) 患者中心の医療の提供

- ・ 医療ソーシャルワーカーなど多くの医療従事者が携わっていることが理解できるように、来年度以降は職種名をできるだけ記載したほうが良い。

3 法令・行動規範の遵守

- ・ 個人情報の漏洩や情報セキュリティへの対策がなされている。今後も引き続き対策を行ってほしい。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

2 医療従事者の適正配置及び質の向上を目指した組織づくり

(1) 適正配置と人材評価

ア 医療スタッフの適正配置

- ・ 働き方改革や育児などで夜勤ができない看護師がいる。どの医療機関でも看護師が足りていない状況があるので、働き方改革や育児などを考慮して、今後、適正配置数を検討してほしい。

ウ 職員満足度の向上

- ・ 職員の相談件数については、参考値に記載されている数値とは別に相談がなされている件数があるため、来年度以降、件数を算定する際には工夫したほうが良い。

2 損益計算書による決算の推移

	第1期 中期目標期間			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
営業収益 (A)	10,393,353,685	10,442,692,071	11,610,718,440	13,227,009,588
医業収益	9,244,627,344	9,110,238,965	10,610,252,309	11,944,690,630
入院収益	6,616,289,400	6,617,402,721	7,935,513,669	8,600,093,499
外来収益	2,411,156,412	2,327,204,730	2,402,766,870	3,132,290,384
その他医業収益	217,181,532	165,631,514	271,971,770	212,306,747
運営費負担金収益	762,125,135	842,641,576	666,228,477	607,827,708
補助金等収益	41,499,172	32,406,108	38,384,123	45,196,206
その他営業収益	1,000,000	0	350,000	2,706,252
資産見返負債戻入	344,102,034	457,405,422	295,503,531	626,588,792
営業費用 (B)	9,928,457,538	10,700,907,945	12,458,459,687	14,008,757,339
医業費用	9,771,778,992	10,568,946,315	11,964,283,907	13,463,363,598
給与費	5,216,095,047	5,560,001,633	6,251,174,759	6,997,093,753
うち退職給付費用	298,781,912	174,039,733	227,358,653	426,986,081
材料費	2,278,866,689	2,275,644,411	2,444,943,406	3,293,184,417
経費	1,427,204,054	1,734,779,611	1,868,096,257	1,795,549,189
減価償却費	808,476,563	950,458,672	1,351,672,068	1,321,262,667
研究研修費	41,136,639	48,061,988	48,397,417	56,273,572
一般管理費	156,678,546	131,961,630	141,286,633	142,482,802
給与費	134,395,470	114,102,352	129,286,329	124,724,448
経費	18,460,425	13,817,247	8,657,410	14,415,460
減価償却費	3,822,651	4,042,031	3,342,894	3,342,894
控除対象外消費税等	0	0	352,889,147	402,910,939
営業利益 (C) = (A) - (B)	464,896,147	△ 258,215,874	△ 847,741,247	△ 781,747,751
営業外収益 (D)	124,929,225	140,879,765	163,004,819	86,602,418
財務収益	1,729,798	2,344,868	1,220,924	1,384,383
運営費負担金収益	27,261,258	32,681,804	42,862,912	41,738,172
その他営業外収益	95,938,169	105,853,093	118,920,983	43,479,863
営業外費用 (E)	240,096,685	268,284,431	160,754,319	130,861,354
財務費用	52,297,020	51,496,187	83,774,114	81,671,000
その他営業外費用	187,799,665	216,788,244	76,980,205	49,190,354
経常利益 (F) = (C) + (D) - (E)	349,728,687	△ 385,620,540	△ 845,490,747	△ 826,006,687
臨時利益 (G)	100,586,182	0	196,816,000	54,969,564
運営費負担金収益	0	0	0	35,896,377
補助金等収益	0	0	196,816,000	19,073,187
過年度損益修正益	100,586,182	0	0	0
固定資産売却益	0	0	0	0
退職給付過去勤務債務償却	0	0	0	0
その他臨時利益	0	0	0	0
臨時損失 (H)	24,730,024	129,159,535	843,616,813	86,313,872
環境対策費用	0	0	469,795,491	0
雨水渠復旧対策費用	0	0	0	48,968,298
病院統合関連費用	0	0	0	30,574,396
固定資産除却損	3,239,623	129,159,535	322,393,876	6,771,178
過年度損益修正損	21,490,401	0	42,902,408	0
固定資産減損損失	0	0	8,525,038	0
控除対象外消費税等	0	0	0	0
退職給付会計基準改正に伴う調整額	0	0	0	0
訴訟損失引当金繰入額	0	0	0	0
訴訟和解金	0	0	0	0
当期純利益 (I) = (F) + (G) - (H)	425,584,845	△ 514,780,075	△ 1,492,291,560	△ 857,350,995
累積欠損金 (J)		89,195,230	1,581,486,790	2,438,837,785

※ 平成27年度までは、成人病センターを含む。

(単位:円)

第2期 中期目標期間				第3期中期目標期間	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	R2年度ーR元年度
13,258,051,288	13,882,984,141	14,076,727,087	14,260,089,725	16,275,551,577	2,015,461,852
11,837,300,038	12,535,743,844	12,774,513,099	13,174,970,631	11,615,992,144	△ 1,558,978,487
8,863,891,941	9,515,658,524	9,626,979,960	9,827,776,969	8,511,349,895	△ 1,316,427,074
2,667,948,427	2,758,234,895	2,909,111,381	3,080,490,320	2,902,144,952	△ 178,345,368
305,459,670	261,850,425	238,421,758	266,703,342	202,497,297	△ 64,206,045
640,558,463	534,159,815	509,793,698	555,542,077	629,149,231	73,607,154
47,812,165	38,005,307	33,577,245	40,755,731	3,479,368,317	3,438,612,586
33,054,471	11,337,174	13,296,814	8,395,217	39,040,046	30,644,829
699,326,151	763,738,001	745,546,231	480,426,069	512,001,839	31,575,770
13,467,676,497	13,556,260,521	13,873,310,291	14,587,279,502	14,287,110,505	△ 300,168,997
12,858,963,464	12,920,271,435	13,159,509,142	13,799,039,633	13,481,819,566	△ 317,220,067
6,834,464,040	6,697,167,108	6,899,388,819	7,223,080,871	7,571,266,224	348,185,353
305,727,290	41,501,880	222,831,107	271,383,591	294,741,910	23,358,319
2,969,008,026	3,244,886,719	3,287,224,935	3,570,113,795	3,069,643,431	△ 500,470,364
1,576,994,998	1,615,446,851	1,690,527,202	1,762,596,919	1,903,312,147	140,715,228
1,425,259,496	1,313,340,264	1,227,613,151	1,196,819,483	916,532,931	△ 280,286,552
53,236,904	49,430,493	54,755,035	46,428,565	21,064,833	△ 25,363,732
250,176,916	261,261,548	327,066,536	321,018,576	326,327,224	5,308,648
215,448,622	242,224,300	309,894,413	303,591,833	309,023,445	5,431,612
23,970,029	15,310,737	13,316,896	13,338,830	13,181,658	△ 157,172
10,758,265	3,726,511	3,855,227	4,087,913	4,122,121	34,208
358,536,117	374,727,538	386,734,613	467,221,293	478,963,715	11,742,422
△ 209,625,209	326,723,620	203,416,796	△ 327,189,777	1,988,441,072	2,315,630,849
134,109,216	163,862,270	170,006,335	162,934,718	115,233,348	△ 47,701,370
35,646	76	114	139	218	79
40,764,692	39,167,042	37,343,146	35,460,721	33,691,953	△ 1,768,768
93,308,878	124,695,152	132,663,075	127,473,858	81,541,177	△ 45,932,681
173,579,188	176,105,082	171,976,901	178,955,863	172,762,067	△ 6,193,796
79,877,117	76,841,908	73,361,548	69,771,808	66,417,411	△ 3,354,397
93,702,071	99,263,174	98,615,353	109,184,055	106,344,656	△ 2,839,399
△ 249,095,181	314,480,808	201,446,230	△ 343,210,922	1,930,912,353	2,274,123,275
					0
121,357,206	463,466,464	3,582,784	85,818	98,591,397	98,505,579
12,231,919	0	0	80,014	0	△ 80,014
48,060,973	0	0	5,804	0	△ 5,804
56,253,701	0	0	0	0	0
4,810,613	0	3,582,784	0	0	0
0	463,466,464	0	0	98,582,997	98,582,997
0	0	0	0	8,400	8,400
43,592,406	271,873,777	201,844,882	28,110,280	2,916,800	△ 25,193,480
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
11,759,360	0	0	0	0	0
14,688,642	1,068,877	1,996,296	15,313,876	500,630	△ 14,813,246
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
17,144,404	0	0	0	0	0
0	270,804,900	0	0	0	0
0	0	199,848,586	12,796,404	0	△ 12,796,404
0	0	0	0	2,416,170	2,416,170
△ 171,330,381	506,073,495	3,184,132	△ 371,235,384	2,026,586,950	2,397,822,334
2,610,168,166	2,104,094,671	2,100,910,539	2,472,145,923	445,558,973	△ 2,026,586,950

3 令和2年度財務諸表

貸借対照表 (令和 3年 3月31日)

【地方独立行政法人長崎市立病院機構】

(単位:円)

科 目	金 額			
資 産 の 部				
I 固定資産				
1 有形固定資産				
土地		2,600,182,000		
建物	11,201,742,973			
減価償却累計額	▲ 2,927,981,436	8,273,761,537		
構築物	141,105,012			
減価償却累計額	▲ 43,789,372	97,315,640		
器械備品	7,340,657,575			
減価償却累計額	▲ 5,502,233,431			
減損損失累計額	▲ 322,005	1,838,102,139		
車両運搬具	738,163			
減価償却累計額	▲ 664,346	73,817		
その他有形固定資産		46,280,000		
有形固定資産合計		12,855,715,133		
2 無形固定資産				
ソフトウェア		401,841,406		
無形固定資産合計		401,841,406		
3 投資その他の資産				
長期前払費用		542,397,407		
長期貸付金		3,712,580		
その他投資資産		442,820		
投資その他の資産合計		546,552,807		
固定資産合計			13,804,109,346	
II 流動資産				
現金及び預金		2,683,137,378		
未収金	3,665,245,833			
貸倒引当金	▲ 7,658,324	3,657,587,509		
医薬品		48,787,441		
診療材料		5,589,839		
前払費用		3,905,460		
前払金		870,000		
立替金		1,721,006		
預け金		8,246,262		
流動資産合計			6,409,844,895	
資産合計				20,213,954,241

貸借対照表

(令和 3年 3月31日)

【地方独立行政法人長崎市立病院機構】

(単位:円)

科 目	金 額			
負 債 の 部				
I 固定負債				
資産見返負債				
資産見返運営費負担金	1,719,063,903			
資産見返補助金等	1,412,826,205			
資産見返寄附金	2,710,613			
資産見返物品受贈額	500,631	3,135,101,352		
長期借入金		9,377,271,942		
移行前地方債償還債務		1,451,741,938		
長期寄附金債務		17,712,874		
長期リース債務		36,046,080		
退職給付引当金		2,865,150,575		
固定負債合計			16,883,024,761	
II 流動負債				
一年以内返済予定長期借入金		632,518,601		
一年以内返済予定移行前地方債償還債務		80,927,771		
未払金		1,647,283,806		
未払費用		68,388,323		
未払消費税等		2,518,000		
預り金		77,546,213		
前受金		1,106,200		
寄附金債務		20,838,216		
短期リース債務		16,139,088		
賞与引当金		354,653,347		
流動負債合計			2,901,919,565	
負債合計				19,784,944,326
純 資 産 の 部				
I 資本金				
設立団体出資金		842,118,888		
資本金合計			842,118,888	
II 資本剰余金				
資本剰余金		32,450,000		
資本剰余金合計			32,450,000	
III 繰越欠損金				
当期末処理損失		445,558,973		
(うち当期総利益)		(2,026,586,950)		
繰越欠損金合計			445,558,973	
純資産合計				429,009,915
負債純資産合計				20,213,954,241

損益計算書

(令和 2年4月1日～令和 3年 3月31日)

【地方独立行政法人長崎市立病院機構】

(単位:円)

科 目	金 額		
営業収益			
医業収益			
入院収益	8,511,349,895		
外来収益	2,902,144,952		
その他医業収益	202,497,297	11,615,992,144	
運営費負担金収益		629,149,231	
補助金等収益		3,479,368,317	
寄附金収益		18,174,107	
受託事業等収益		20,865,939	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費負担金戻入	439,224,538		
資産見返補助金等戻入	72,141,337		
資産見返寄附金戻入	613,464		
資産見返物品受贈額戻入	22,500	512,001,839	
営業収益合計			16,275,551,577
営業費用			
医業費用			
給与費	7,571,266,224		
材料費	3,069,643,431		
経費	1,903,312,147		
減価償却費	916,532,931		
研究研修費	21,064,833	13,481,819,566	
一般管理費			
給与費	309,023,445		
経費	13,181,658		
減価償却費	4,122,121	326,327,224	
控除対象外消費税等		478,963,715	
営業費用合計			14,287,110,505
営業利益			1,988,441,072
営業外収益			
運営費負担金収益		33,691,953	
補助金等収益		6,584,434	
財務収益		218	
その他営業外収益		74,956,743	
営業外収益合計			115,233,348
営業外費用			
財務費用			
移行前地方債利息	32,741,395		
長期借入金利息	33,676,016	66,417,411	
資産にかかる控除対象外消費税償却額		78,947,492	
その他営業外費用		27,397,164	
営業外費用合計			172,762,067
経常利益			1,930,912,353
臨時利益			
退職給付過去勤務債務償却		98,582,997	
その他臨時利益		8,400	
臨時利益合計			98,591,397
臨時損失			
固定資産除却損		500,630	
訴訟和解金		2,416,170	
臨時損失合計			2,916,800
当期純利益			2,026,586,950
当期総利益			2,026,586,950

キャッシュ・フロー計算書

(令和 2年 4月1日～令和 3年 3月31日)

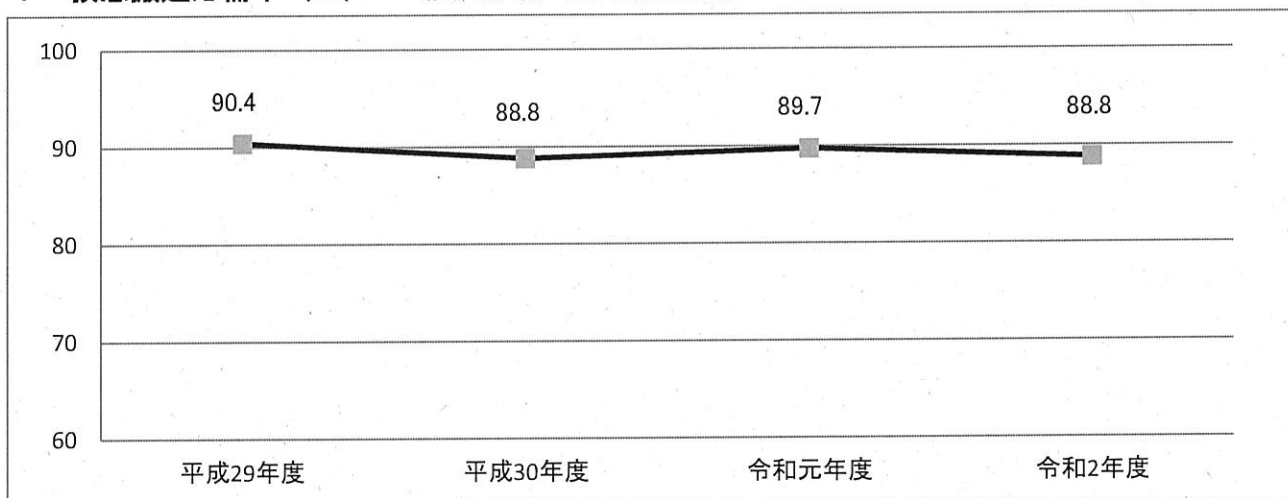
【地方独立行政法人長崎市立病院機構】

(単位:円)

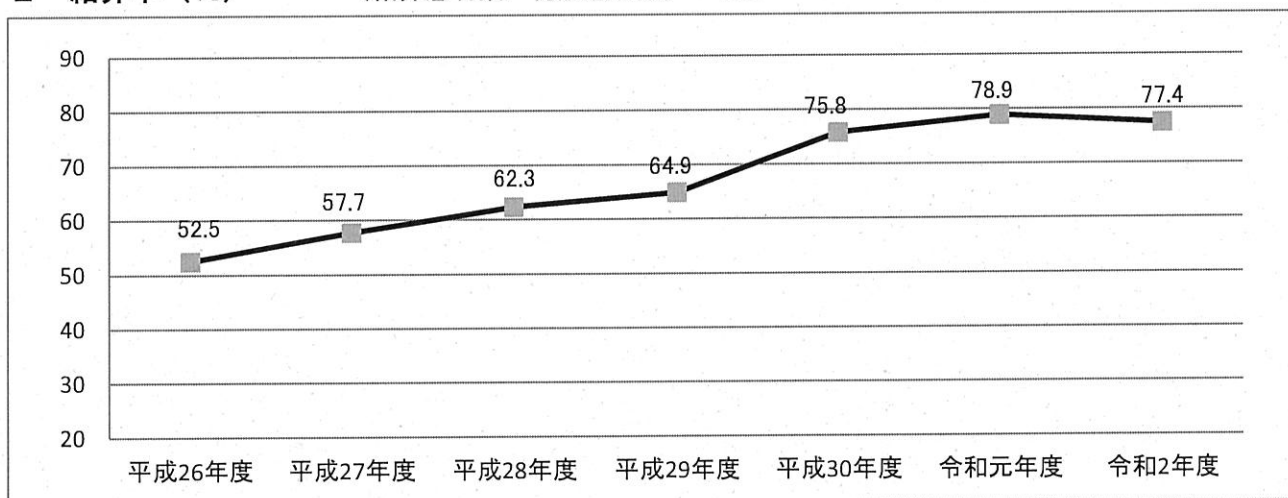
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
材料の購入による支出	▲ 3,164,463,162
人件費支出	▲ 7,811,991,311
医業収入	11,721,253,302
運営費負担金収入	663,966,065
補助金等収入	2,096,399,787
寄付金収入	18,174,107
その他	▲ 2,315,439,753
小計	1,207,899,035
訴訟に関する供託金の戻入	120,000,000
訴訟和解金の支出	▲ 215,061,160
利息の受取額	218
利息の支払額	▲ 66,417,411
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,046,420,682
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	▲ 237,742,802
無形固定資産の取得による支出	▲ 45,650,000
運営費負担金収入	333,793,192
補助金等収入	273,528,100
投資活動によるキャッシュ・フロー	323,928,490
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	1,146,200,000
長期借入金の返済による支出	▲ 634,116,384
移行前地方債償還債務の償還による支出	▲ 79,048,807
リース債務の返済による支出	▲ 17,127,936
財務活動によるキャッシュ・フロー	415,906,873
IV 資金増減額	1,786,256,045
V 資金期首残高	896,881,333
VI 資金期末残高	2,683,137,378

【参考】長崎みなとメディカルセンターの実績値の推移

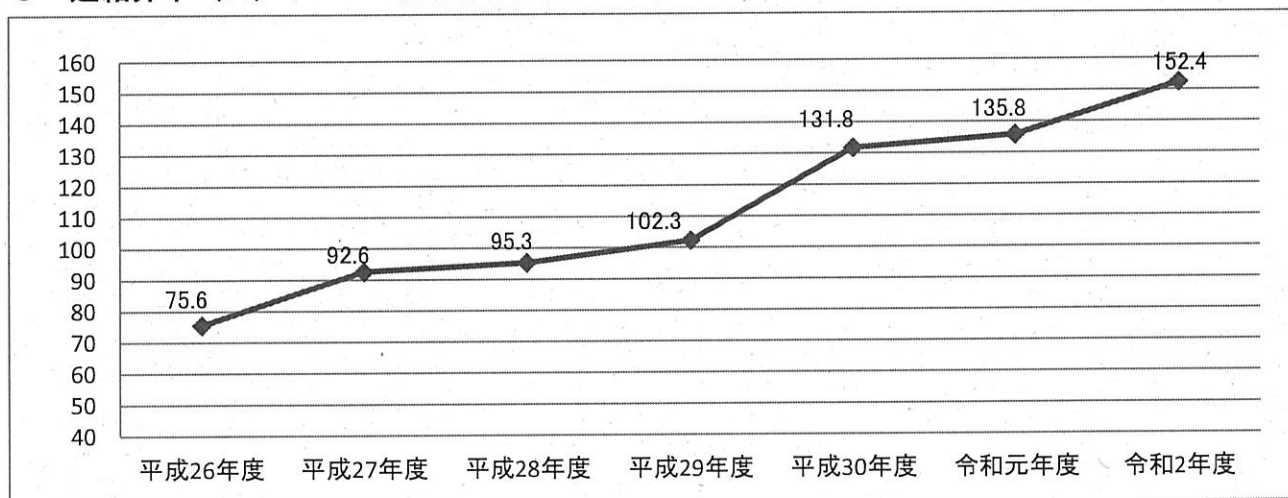
1 救急搬送応需率 (%) (受入件数/受入要請件数) × 100



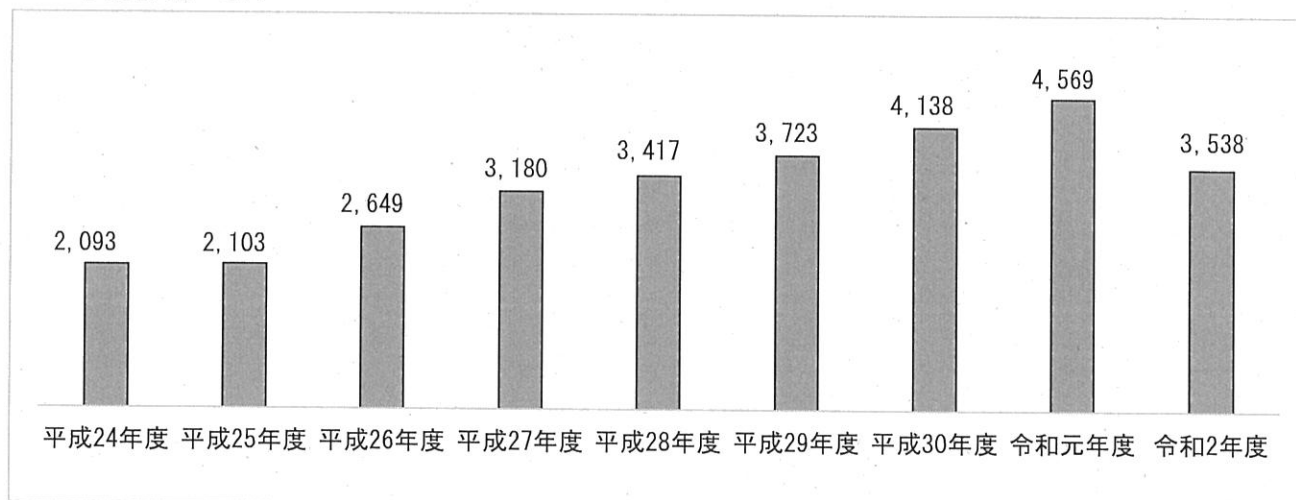
2 紹介率 (%) (紹介患者数/初診患者数) × 100



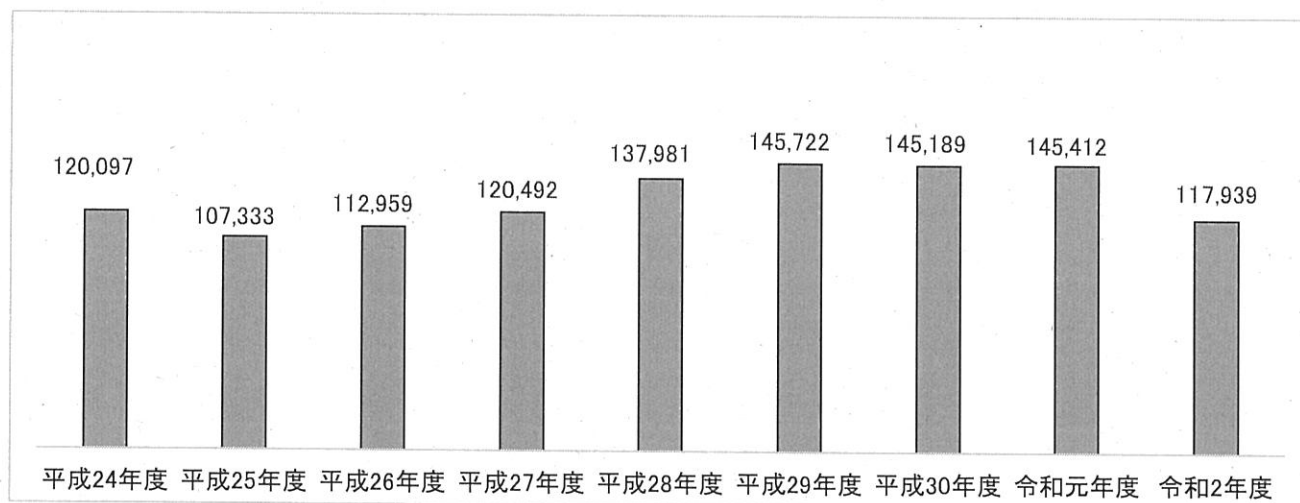
3 逆紹介率 (%) (逆紹介患者数/初診患者数) × 100



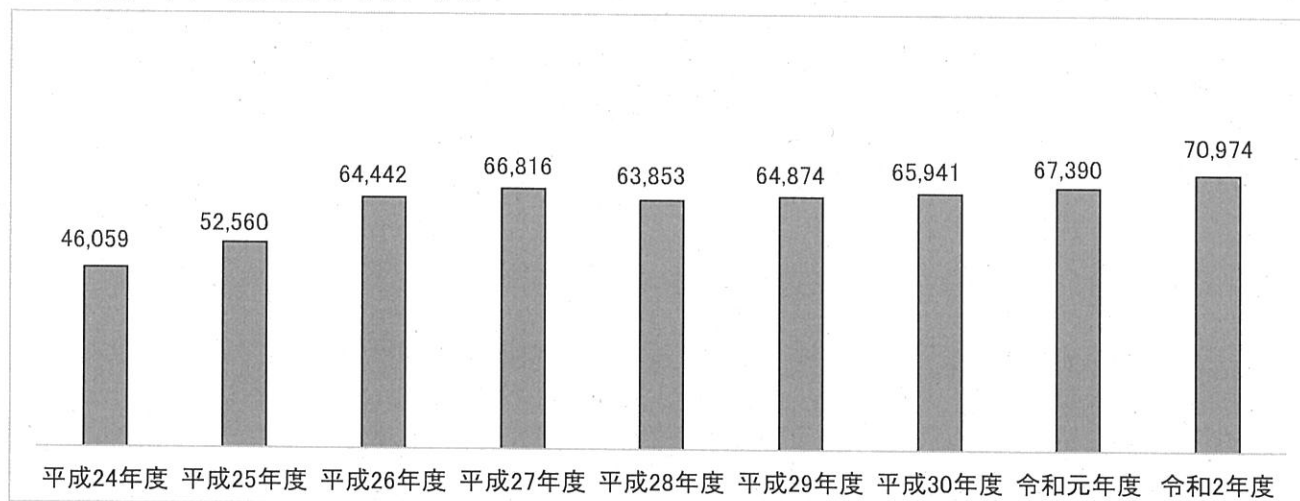
4 手術件数（件）



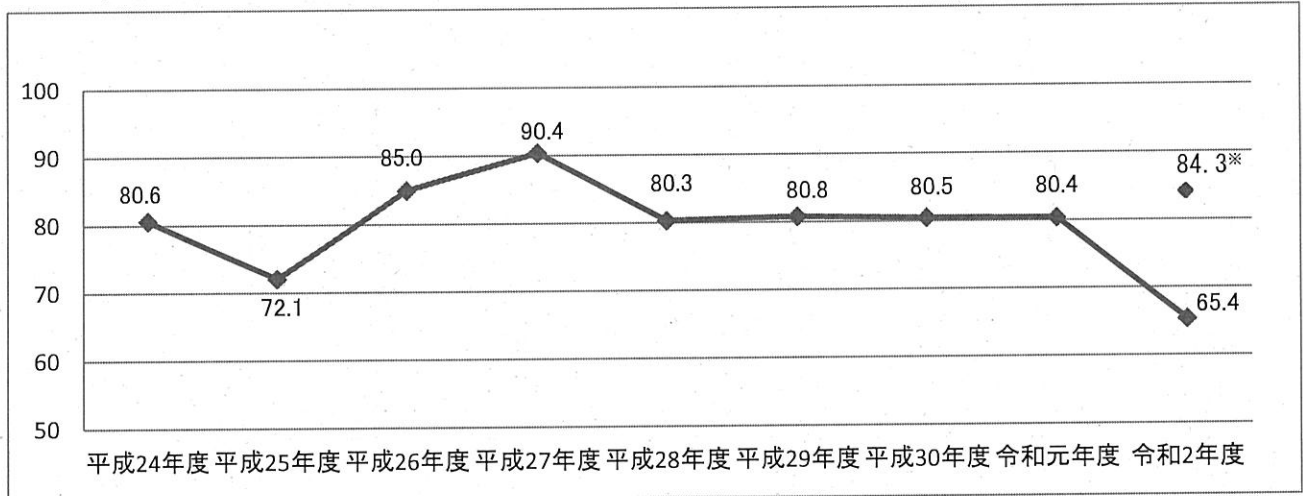
5 入院延べ患者人数（人）



6 入院1人1日当たり単価（円）

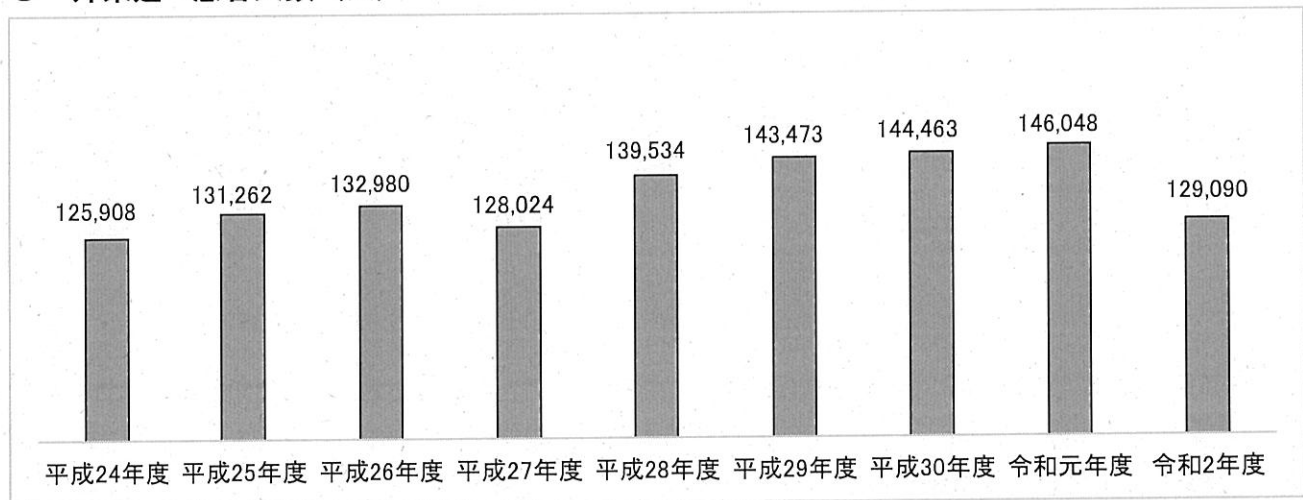


7 一般病床稼働率 (%) (入院延べ患者数 / (稼働病床数 × 年間入院診療実日数)) × 100

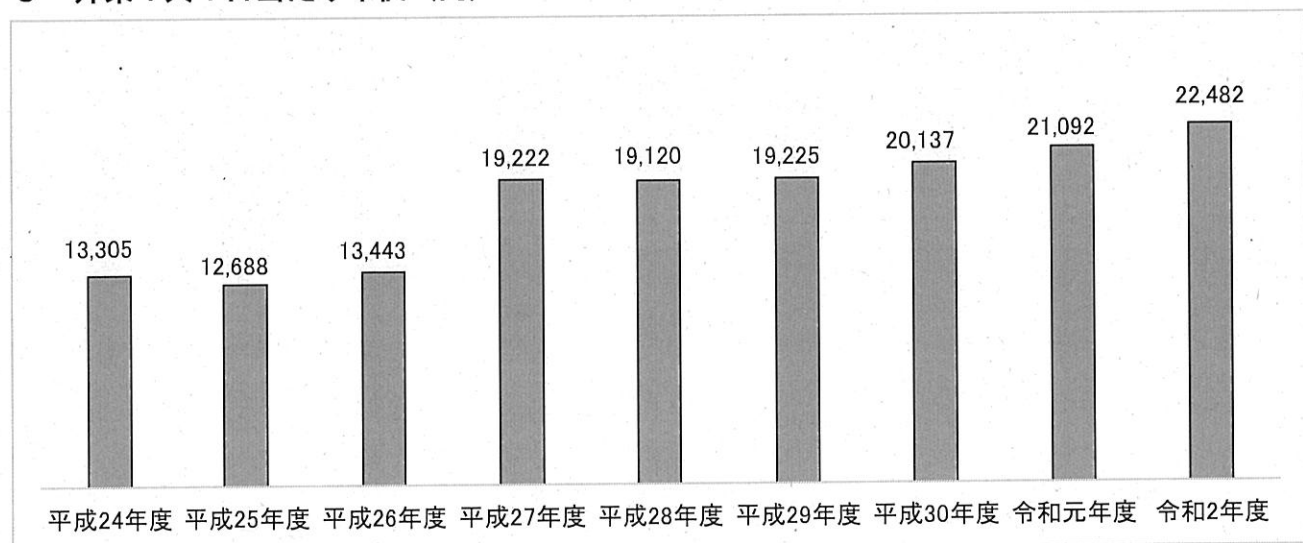


稼働病床数 408 床 → 364 床 → 394 床 | 494 床 → ※休止病床を除く稼働病床数 383 床 (年間平均) で算出した場合
H28. 7. 1

8 外来延べ患者人数 (人)



9 外来1人1日当たり単価 (円)



【参考】地方独立行政法人法等（抜粋）

1 地方独立行政法人法抜粋

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 （略）

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2～3 （略）

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（年度計画）

第二十七条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。

2 （略）

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。
- 6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(料金及び中期計画の特例)

第八十三条

1～2 (略)

- 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

2 地方独立行政法人長崎市立病院機構評価委員会条例抜粋

(意見の聴取)

第2条 市長は、法第28条第1項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価及び同項第3号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。